

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>令和5年度（2023年度）障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱</u></p> <p><u>第1 目的</u> 本事業は、<u>障がい福祉の現場における介護ロボット等や ICT の導入を支援することにより、介護業務の負担軽減及び効率化を図り、働きやすい職場環境及び安全・安心な介護サービスの提供等を推進することを目的とする。</u></p> <p><u>第2 実施事業</u> <u>1 介護ロボット等導入支援事業</u> <u>2 ICT 導入支援事業</u></p> <p><u>第3 各事業の内容等について</u> <u>1 介護ロボット等導入支援事業</u> <u>(1) 対象事業者</u> <u>北海道内の市町村（指定都市及び中核市を除く）において次のア～キを実施する、市町村等、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体のうち、北海道知事が適当と認めた者（以下、「介護ロボット等導入支援対象事業者」という。）</u> <u>ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する「施設障害福祉サービス事業」</u> <u>イ 法第 5 条第 17 項に規定する「共同生活援助」</u> <u>ウ 法第 5 条第 2 項に規定する「居宅介護」</u> <u>エ 法第 5 条第 3 項に規定する「重度訪問介護」</u> <u>オ 法第 5 条第 8 項に規定する「短期入所」</u> <u>カ 法第 5 条第 9 項に規定する「重度障害者等包括支援」</u> <u>キ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 42 条に規定する「障害児入所施設」において行う、児童福祉法第 24 条の 2 に規定する「障害児入所支援」</u></p>	<p>令和4年度（2022年度）障がい者用介護ロボット等導入支援事業実施要綱</p> <p>1 目的 本事業は、障害分野における介護ロボット等の普及により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境を推進するため、障害者支援事業者等が介護ロボット等を導入する際の経費を支援し、介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 北海道知事が適当と認めた市町村等（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体が運営する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者（以下、「障害者支援施設事業者等」という。）</p> <p>3 定義 (1) この要綱において、「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。 (2) この要綱において、「共同生活援助事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う者をいう。 (3) この要綱において、「居宅介護事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度変更</li> <li>・メニュー追加による事業名変更</li> <li>・メニュー追加</li> <li>・文言整理</li> <li>・メニュー追加により新設</li> <li>・第3-1全般について国要綱と同様に構成を変更</li> <li>・文言整理</li> </ul>

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>(2) 事業内容等</p> <p>ア 道は、介護ロボット等導入支援対象事業者から提出される「障害福祉分野のロボット等導入支援事業 事業計画書」（様式1）及び「障害福祉分野のロボット等導入支援事業積算内訳書」（様式2）に基づき、介護ロボット等の導入に要する費用を補助する。</p> <p>イ 本事業により介護ロボット等を導入した介護ロボット等導入支援対象事業者は、導入状況について、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業 実績報告書」（様式3）及び「障害福祉分野のロボット等導入支援事業 経費報告書」（様式4）により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに道に報告する。</p> <p>ウ 本事業により介護ロボット等を導入した介護ロボット等導入支援対象事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、別に定める期限までに道に報告する。</p> <p>エ 本事業により介護ロボット等を導入した介護ロボット等導入支援対象事業者は、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表する。これらの公表内容については、道及び厚生労働省においても、介護ロボット等の活用事例として公表等を行う可能性があるため、同意すること。</p> <p>(3) 対象機器等</p> <p>ア 本事業の対象となる介護ロボット等とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。</p> <p>(ア) 目的要件 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。</p> <p>(イ) 技術的要件 ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。</p> <p>(ウ) 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>イ 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器当たり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器に</p>	<p>援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。</p> <p>(4) この要綱において、「重度訪問介護事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。</p> <p>(5) この要綱において、「短期入所事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。</p> <p>(6) この要綱において、「重度障害者等包括支援事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。</p> <p>(7) この要綱において、「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。</p> <p>(8) この要綱において、「障害者支援施設」とは、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。</p> <p>(9) この要綱において、「介護従事者」とは、3の(1)から(7)の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業または障害児入所支援に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。</p> <p>(10) この要綱において、「介護ロボット等」とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。</p> <p>ア 目的要件 日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。</p> <p>イ 技術的要件 ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。 ※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等</p> <p>ウ 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>4 事業内容等</p> <p>(1) 北海道は、道内の障害者支援施設事業者等から提出される「障害福祉</p>	<p>・第3-1-(2)-エ 国要綱に準拠した追加</p>

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>つき 100 万円を上限として補助するものとする。</u>  <u>この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。</u>  <u>また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、介護ロボット等導入支援対象事業者が一つの施設・事業所において、4の（1）から（7）の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。</u></p> <p><u>エ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。</u></p> <p><u>（4）対象期間</u>  <u>令和5年（2023年）4月から令和6年（2024年）3月までの期間に導入した介護ロボット等について、令和5年度（2023年度）中に係る経費のみを対象とする。</u></p> <p><u>（5）その他の要件等</u>  <u>ア 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。</u>  <u>イ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。</u>  <u>ウ 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</u>  <u>エ 介護ロボット等導入支援対象事業者が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。</u>  <u>オ 次のア及びイの条件を満たす介護ロボット等導入支援対象事業者について、道において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。</u>  <u>（7）介護ロボット等の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及</u></p>	<p>分野における介護ロボット等導入計画書」（様式1）に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助するものとする。</p> <p>（2） 本事業に基づく補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために障害者支援施設事業者等が障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書に基づき介護ロボット等を導入する経費とする。</p> <p>（3） 導入する介護ロボット等の選定に当たっては以下の事項を検討し、障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書に付記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。</li> <li>・ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。</li> <li>・ 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。</li> </ul> <p>（4） 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器当たり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等として最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。</p> <p>また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。</p> <p>（5） 1つの施設・事業所に対する補助上限額は以下とおりとする。</p> <p>なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、3の（1）から（7）の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所としてアからウに規定するいずれかの補助上限額を適用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害者支援施設：全ての機器の合計額 210万円を限度とする。</li> <li>イ 共同生活援助：全ての機器の合計額 150万円を限度とする。</li> <li>ウ その他事業所：全ての機器の合計額 120万円を限度とする。</li> </ul>	<p>・ 第3-1-1-(5)-1-エ～オ          国要綱に準拠した要件の追加</p>

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。</u></p> <p><u>(イ) 本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みである場合。</u></p>	<p>(6) 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は令和4年度(2022年度)末までのリース又はレンタル料を限度とする。</p> <p>(7) 本事業により介護ロボット等を導入する障害者支援施設事業者等は、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して障害福祉サービスを提供する場合は、要介護者の居宅を含む。）又は障害児入所施設において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、「障害福祉分野における介護ロボット等使用状況報告書」（様式2）により、翌年度の4月末日までに報告すること。</p>	
<p><u>2 ICT 導入支援事業</u></p> <p><u>(1) 対象事業者</u></p> <p><u>北海道内の市町村（指定都市及び中核市を除く）において次のア～カを実施する、市町村等、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等の団体のうち、北海道知事が適当と認めた者（以下、「ICT 導入支援対象事業者」という。）</u></p> <p><u>ア 法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」</u></p> <p><u>イ 法第5条第1項に規定する「施設障害福祉サービス」事業</u></p> <p><u>ウ 法第5条第18項に規定する「一般相談支援事業」</u></p> <p><u>エ 法第5条第18項に規定する「特定相談支援事業」</u></p> <p><u>オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」</u></p> <p><u>カ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する「障害児相談支援事業」</u></p> <p><u>(2) 事業内容等</u></p> <p><u>ア 道は、本事業により ICT 導入を希望する ICT 導入支援対象事業者に対し、ICT 導入に伴う研修会等を開催する。</u></p> <p><u>イ 道は、ICT 導入支援対象事業者から提出があった「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 事業計画書」（様式5）及び「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 積算内訳書」（様式6）に基づき、ICT の導入に要する費用を補助する。</u></p> <p><u>ウ 本事業により ICT を導入した ICT 導入支援対象事業者は、導入状況について、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 実績報告書」（様式7）及び「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 経費報告書」（様式8）により、事</u></p>		<p>・メニューの追加により 新設</p>

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>業完了年度の翌年度の4月末日までに道に報告する。</u></p> <p><u>エ 本事業により ICT を導入した ICT 導入支援対象事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、別に定める期限までに道に報告する。</u></p> <p><u>オ 本事業により ICT を導入した ICT 導入支援対象事業者は、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表する。これらの公表内容については、道及び厚生労働省においても、ICT の活用事例として公表等を行う可能性があるため、同意すること。</u></p> <p><u>(3) 対象機器等</u></p> <p><u>ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアを対象とする。例えば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。</u></p> <p><u>イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）</u></p> <p><u>次の(ア)(イ)いずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</u></p> <p><u>(ア) 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであるもの。</u></p> <p><u>(イ) バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫の環境が実現できるもの。</u></p> <p><u>ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）</u></p> <p><u>アの情報端末及びイのソフトウェア導入に必要なものに限り対象とする。</u></p> <p><u>エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）</u></p> <p><u>アの情報端末及びイのソフトウェア導入に必要なものに限り対象とする。</u></p>		

障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部が改正部分）

改正後	改正前	備考
<p><u>インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。</u></p> <p>(4) <u>対象期間</u> 令和5年（2023年）4月から令和6年（2024年）3月までの期間に導入したICTについて、令和5年度（2023年度）中に係る経費のみを対象とする。</p> <p>(5) <u>その他の要件等</u>                      ア <u>本事業により ICT を導入する場合は、本要綱第3の2の(2)のアに定める研修会等に参加すること。</u>                      イ <u>経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受ける事業者については、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。</u>                      ウ <u>本要綱第3の1に定める介護ロボット等導入支援事業の補助対象となるものについては、ICT 導入支援事業の補助対象とならないこと。</u>                      エ <u>過去に本事業により補助を受けた場合は、同種の ICT 機器等については補助の対象とならないこと。</u>                      オ <u>ICT 導入支援対象事業者が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。</u>                      カ <u>次の(7)及び(イ)の条件を満たす ICT 導入支援対象事業者について、道において補助対象を選定する際に優先的な採択を行うものとする。</u>                      (7) <u>ICT の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。</u>                      (イ) <u>本補助事業の交付申請時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みである場合。</u></p> <p><u>第4 経費の補助</u>  <u>道は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>		